

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530019

研究課題名（和文） 多文化主義の規範的内容に関する基礎的研究

研究課題名（英文） Basic study on the normative aspects of multiculturalism

研究代表者

佐々木 雅寿（SASAKI MASATOSHI）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90215731

研究成果の概要（和文）：本研究は、多文化主義を憲法上の原理として位置づけているカナダ憲法の判例と学説を比較検討の対象として、日本国憲法の下で多文化主義が有しうる具体的規範内容を、主に、多文化主義とアファーマティブ・アクションとの関係という側面から分析し、少なくとも、国家により差別を受け、その結果、当該被差別集団が有する文化の維持が困難になっている場合は、当該集団またはそれに属する個人は、文化の維持のために一定のアファーマティブ・アクションを要請する資格または権利が認められうるとの知見が導かれた。

研究成果の概要（英文）：This study tried to clarify the normative aspects of multiculturalism under the constitution of Japan, especially the normative relationship between multiculturalism and affirmative action, through the comparative study between Japan and Canada in which multiculturalism is provided as the constitutional principle. The conclusion of this study is as follows: at least the group, as well as the individual members of the group, which have been discriminated by the government and the maintenance of the culture of the group is difficult as a result of the discrimination, should have the right to claim certain affirmative action.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：憲法、多文化主義、アファーマティブ・アクション、平等原則、平等権、カナダ憲法

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、わが国においても政治学、社会学、法哲学等様々な観点から多文化主義研究が行われている。それによると、多文化主義の主な問題領域として、①人種・民族集団に

よる文化的独自性の主張、②被差別集団からの権利主張、③宗教的少数者からの宗教教育等に関する要請、④国内の少数派からの政治的要求、⑤先住民族の権利主張等がある。それらの問題群のうち、憲法に関連する主な論点には、(a) 多文化主義と民主主義や人権保

障等との関係、(b)文化権保障の可否とその内実、(c)先住民族の権利保障の可否とその内実、(d)アフーマティブ・アクションの可否とその権利性の有無、(e)集団的権利の可否とその内実等がある。従来のがわが国における多文化主義研究は、政治学や法哲学の分野における基礎理論的研究や社会学の研究が主であり、憲法学の分野における研究は非常に少なかった。これは、多文化主義に関する国外の研究にも通じる傾向である。その主な理由として、多文化主義を憲法上規定している国が非常に少なかったことがあげられる。

(2) 研究代表者は、平成14～16年度の基盤研究(C)「アイヌ民族の先住権としての権利に関する基礎的研究」において、人権の行使条件も考慮に入れると、過去において国家や社会から多くの差別を受け続け、個人としての尊厳を著しく傷つけられてきたアイヌ民族の個人は、日本国憲法の下でも、一定の個人的先住権が認められようとの知見を、そして、平成17～19年度の基盤研究(C)「集団的権利としての先住権に関する基礎的研究」において、集団的先住権も必ずしも憲法上排除されていないと解されるとの知見を得た。さらに、研究代表者は、平成19～22年度の基盤研究(A)「『先住民族の権利に関する国連宣言』の国内的実現に係る総合的・実証的研究」の研究分担者として、同国連宣言案を巡る法的議論の検討と先住権の憲法適合性を検討した。これらの研究を通して、先住権の内実とその憲法適合性に関する研究は一定の成果を得るに至っている。しかし、先住民族と他の少数者集団との比較のなかで、先住権の特徴を明確にしつつ、先住権を憲法上適切に位置づけるためには、先住権と多文化主義との関連性を明確にする必要がある。そこで応募者は、平成19年度に、多文化主義を憲法上の原理と明示的に規定し、それに関する裁判所の解釈が比較的明確に示されているカナダを研究対象として、カナダにおける多文化主義の憲法上の位置づけや、多文化主義の規範的内容を一定程度解明する研究をすでに公表した。

(3) ところが、多文化主義は先住権とのみ関連性を有するのではなく、アフーマティブ・アクションを容認するか否かといった平等権の内実とも密接に関連している。わが国では、アフーマティブ・アクションそれ自体に関する研究は進んでいるが、多文化主義とアフーマティブ・アクションとの関係を自覚的に検討したものは少なく、また、その関係をふまえて、多文化主義の具体的な規範内容を解明したものはなかった。

(4) そこで、様々な内容を包摂しうる多文化主義の全体像を解明し、多文化主義を日本国憲法上適切に位置づけるためには、これまで必ずしも自覚的に検討されてこなかった多文化主義とアフーマティブ・アクションとの関係をまず分析し、かつ、多文化主義が有しうる規範的内容を具体的に示す必要があると研究代表者は考えた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、多文化主義はどのような性格のものとして日本国憲法上に位置づけられようのかという問題関心に立ちつつ、多文化主義を憲法上の原理として位置づけているカナダ憲法の判例と学説を比較検討の対象として、日本国憲法の下で多文化主義が有しうる具体的な規範内容を、主に、多文化主義とアフーマティブ・アクションとの関係という側面から分析し、多文化主義の主要な規範的内容を具体的に解明することを目的とする。

(2) この研究は、様々な内容を包摂しうる多文化主義の全体像を解明し、多文化主義を日本国憲法上適切に位置づけるための基礎的な研究と位置づけられる。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、以下の諸点を検討した。すなわち、
第1に、カナダ憲法上の多文化主義の具体的な規範内容、
第2に、カナダ憲法における多文化主義とアフーマティブ・アクションの関係（多文化主義は当然にアフーマティブ・アクションを要請するか否か）、
第3に、日本国憲法上の多文化主義の具体的な規範内容、
第4に、日本国憲法における多文化主義とアフーマティブ・アクションの関係、
である。

(2) 上記第1から第2の比較対象としてカナダを取り上げる理由は以下のとおりである。すなわち、カナダは、憲法上多文化主義を明示的に採用し、かつ、平等権条項のなかで明示的にアフーマティブ・アクションを容認し、かつ、それらの憲法条項に関しては、裁判所と学説の解釈が明確に示されているため、多文化主義とアフーマティブ・アクションの関係やその規範的内容を具体的に解明することが可能となるからである。

(3) まず、カナダ憲法における、①多文化主義の具体的な規範内容、②アフーマティブ

ブ・アクションを容認する平等権の具体的規範内容、③多文化主義とアフーマティブ・アクションの関係を、具体的な判例および学説を中心に分析した。

(4) 次に、カナダ憲法の研究で得られた知見をふまえ、カナダ憲法の下で認められる多文化主義と平等権の具体的な規範内容、両者の関係のうち、カナダ憲法特有のもの、一般化・普遍化可能な要素の区分を試み、日本国憲法の下でも許容可能な要素を探った。

(5) 2010年9月には、カナダのトロント大学に海外出張し、日本では得られない情報を収集し、本研究に役立てた。

(6) 最後に、カナダ憲法に関する判例と学説を分析して得られた知見をふまえて、日本国憲法の下で許容しうる、①多文化主義の具体的規範内容、②アフーマティブ・アクションの位置づけ、③多文化主義とアフーマティブ・アクションの関係を、関連する判例と学説の分析を通して解明し、日本国憲法の解釈として最大の可能性を探った。

(7) 日本国憲法の解釈の最大の可能性を探る上で、大阪市立大学の渡辺賢教授（憲法学）ら複数の憲法研究者と意見交換し、本研究が提示する解釈の説得力を増す努力をした。

(8) 本研究の方法論上の特徴は以下の3点である。第1は、本研究は、多文化主義の基礎的な理論研究の域を超えて、憲法上多文化主義が規定され、その条項の解釈を通じて具体的事件の判決が下されているカナダを検討対象として、多文化主義の具体的な規範内容を明らかにする点である。第2に、多文化主義条項とアフーマティブ・アクションを承認する平等権条項をそれぞれ独立に規定しているカナダ憲法を検討対象とすることにより、多文化主義とアフーマティブ・アクションの関係を自覚的に分析する点である。第3に、カナダ憲法の分析で得られた知見を日本国憲法の具体的な解釈論に結びつける点である。

4. 研究成果

(1) カナダにおける多文化主義には、反差別の規範的要請が強く、差別を受けている個人や集団の尊厳を守ることが多文化主義の規範内容であることが明らかとなった。

(2) カナダにおける多文化主義の具体的な規範的内容として、個人に関しては、①個人の尊厳の尊重、②平等、③文化活動の保障等が、そして、個人が属する集団に関しては、

④集団の尊厳や差異性の承認・尊重・寛容、⑤集団の平等、⑥集団的文化権、⑦一定の集団的権利および自治権等があることが実証的に明らかになった。

(3) カナダにおける多文化主義は、少なくとも、特定の文化の維持が困難な状況にある場合、その文化の維持を可能とするようなアフーマティブ・アクションを要請するとの知見が得られた。

(4) カナダ憲法は実質的平等観に立脚し、アフーマティブ・アクションを許容しているが、個人がアフーマティブ・アクションを要請する権利を有するか否かについては議論があること等が明らかになった。しかし、個人と集団の平等の要請からは、アフーマティブ・アクションを要請する規範的内容が導かれる可能性が高いことが明らかとなった。

(5) 個人の尊厳の尊重を基礎に信教の自由、表現の自由、教育の自由等を保障することによって、個人の人々の様々な文化活動の諸側面を保障している日本国憲法のもとでも、①多文化主義は憲法上一定の重要性を伴った原理として位置づけることができる、②文化的諸活動を行う集団にも一定の権利主体性が認められうる、③個人のみならず一定の集団にも平等を要請する憲法上の権利ないしは地位が認められ、一定の場合、アフーマティブ・アクションを求める権利ないし資格が付与されうる、④少なくとも、国家により差別を受け、その結果、当該被差別集団が有する文化の維持が困難になっている場合は、当該集団またはそれに属する個人は、文化の維持のために一定のアフーマティブ・アクションを要請する資格または権利が認められうる、との解釈が得られた。

(6) 上記(5)の③、④の解釈は、わが国の従来の一般的学説が、アフーマティブ・アクションを以下のように憲法上位置づけていたこととは対照的である。すなわち、①アフーマティブ・アクションは、どこまでなら憲法14条に反しないかという性質のものであり、それは合理的区別として正当化される限りで憲法上認められる、②憲法14条には、アフーマティブ・アクションを受ける権利は含まれていない、③国はアフーマティブ・アクションを実施することはできるが、それは法的義務ではない。本研究は、上記②③をより進めた解釈を提示している。

(7) 本研究により、従来わが国で必ずしも明らかではなかった、多文化主義の具体的な規範内容および多文化主義とアフーマティブ

ブ・アクションの関連性が一定の程度で明確となった。

(8) さらに、多文化主義を憲法上の原理として捉えた場合、個人の尊厳、平等権、思想・信条の自由、信教の自由、表現の自由、教育権等の人権が、多文化主義の下で新しい関係性と位置づけを得る可能性が高まり、わが国の憲法学における従来の議論枠組みを超えた新地平が発見される可能性が増した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕 (計0件)

〔学会発表〕 (計0件)

〔図書〕 (計1件)

- ① 佐々木雅寿「先住民族の権利に対するアプローチの仕方——カナダ憲法を参考にして」、北海道大学アイヌ・先住民研究センター【編】『北大アイヌ・先住民研究センター叢書 1 アイヌ研究の現在と未来』(北海道大学出版会)、P. 142-180、2010

〔産業財産権〕

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐々木 雅寿 (SASAKI MASATOSHI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：90215731

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし